

新旧対照表（案）

○神奈川県議会委員会傍聴規程

新	旧
（傍聴席の区分等） 第2条 傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。 2 記者席は、神奈川県政記者クラブに所属する報道機関の記者の席とし、原則として、随時傍聴できるものとする。 3 （略） （傍聴することができない者） 第6条 次の者は、傍聴することができない。 (1) （略） (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、幕、たすきその他の委員会が招集された場所（以下「会議室」という。）に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者 （削除） (3) <u>双眼鏡の類を携帯している者</u> （削除） (4) <u>前3号に規定する物のほか、委員会を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者</u> (5) <u>酒気を帯びていると認められる者</u> (6) <u>その他委員会を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者</u> （削除） （傍聴人の守るべき事項） 第7条 傍聴人は、傍聴席においては次の事項を守らなければならない。 (1) <u>静粛にすること。</u> (2) <u>会議室における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は会議室に現在する者に対して威勢を示さないこと。</u> （削除）	（傍聴席の区分等） 第2条 傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。 2 記者席は、神奈川県政記者クラブに所属する報道機関の記者（以下「県政記者」という。）の席とし、原則として、随時傍聴できるものとする。 3 （略） （傍聴することができない者） 第6条 次の者は、傍聴することができない。 (1) （略） (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、<u>垂れ幕、傘の類を携帯している者</u> (3) <u>鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者</u> (4) <u>ラジオ、拡声器、無線機（携帯電話機を除く。）、防犯ブザー、パーソナルコンピュータ、タブレット型端末、録音機、ビデオカメラ、写真機、双眼鏡の類を携帯している者。ただし、撮影又は録音等をするにつき、第8条ただし書の規定により委員会の許可を得た者は除く。</u> (5) <u>笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者</u> （新規） (6) <u>酒気を帯びていると認められる者</u> (7) <u>その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、県政記者は、取材のためのパーソナルコンピュータ、タブレット型端末及び録音機の類を記者席に持ち込むことができる。</u> （傍聴人の守るべき事項） 第7条 傍聴人は、傍聴席においては次の事項を守らなければならない。 (1) <u>委員会における言論に対して可否を表明し、又は拍手をしないこと。</u> (2) <u>談話し、歌を歌い、大声で笑いその他騒ぎ立てないこと。</u> (3) <u>帽子、コート、マフラーなどを着用しないこと。ただし、病気その他正当な理由がある場合</u>

新	旧
(3) <u>携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。</u> (4) <u>飲食又は喫煙をしないこと。</u> (削除) (削除) (5) <u>その他会議室の秩序を乱し、又は委員会の妨害となるような行為をしないこと。</u> (違反に対する措置) 第10条 <u>傍聴人がこの規程に違反したときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、傍聴人に退室を命ずることができる。</u> 2 (略)	<u>は、この限りでない。</u> (4) <u>携帯電話機については、使用できないよう電源を切ること。</u> (5) <u>飲食又は喫煙をしないこと。</u> (6) <u>みだりに席を離れないこと。</u> (7) <u>不体裁な行為又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。</u> (8) <u>その他委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。</u> (違反に対する措置) 第10条 <u>委員長は、傍聴人がこの規程に違反したときは、これを制止し、その命令に従わないときは、傍聴人に退室を命ずることができる。ただし、秩序保持のために緊急を要する場合は、直ちに退室を命ずることができる。</u> 2 (略)